

## 仙北市条件付一般競争入札（事後審査型）要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、仙北市財務規則（平成17年9月20日規則38号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、本市が工事請負契約にあたって実施する条件付一般競争入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （対象工事等）

第2条 条件付一般競争入札の対象となる工事等（以下「対象工事等」という。）は、設計額（消費税及び地方消費税を含む）が130万円を超えるもので、指名審査会（仙北市建設工事入札制度実施規程（平成17年告示第39号）第6条に規定するものをいう。以下同じ。）において審議決定したのものとする。

### （入札参加資格）

第3条 条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 仙北市財務規則（平成17年9月20日規則38号）第102条の規定による仙北市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- （3） 秋田県建設工事入札参加資格者名簿において、対象工事等に対応する工種及び等級に登載されている、又は名簿に登載のない工種において市が定める入札参加資格の要件を満たすこと。
- （4） 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、仙北市建設工事等入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- （5） 建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の2に規定する現場代理人及び第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。ただし、次のアまたはイのいずれかに該当する場合には、受注者はあらかじめ発注者の承認を得て、同一の現場代理人を3件までの工事現場に配置できるものとする。
  - ア 近接して工事を発注したことから諸経費調整の対象となっている場合。
  - イ 3件の工事が次の要件をすべて満たしている場合。
    - （ア） いずれも国又は地方公共団体の発注する工事であること。
    - （イ） 工事現場がいずれも仙北市内であること。
    - （ウ） 請負金額の合計が2,500万円未満（建築一式工事の場合は5,000万円未満。以下同じ。）であること。なお、契約変更により、請負金額の合計が2,500万円以上となった場合は、それぞれの工事に別々の現場代理人を常駐させなければならない。
- （6） 前各号に掲げる要件のほか、対象工事等ごとに、指名審査会の審議を経て決定した

要件を満たしていること。

- 2 特定建設工事共同企業体の入札参加資格については、前項に定めるもののほか、仙北市共同企業体運用要綱により要件を定めるものとする。

(入札の公告)

- 第4条 市長は、前条の規定により対象工事等に係る入札参加資格を設定したときは、施行令第167条の6第1項及び財務規則第103条の規定により、公告を行うものとする。
- 2 前項の公告は、仙北市条件付一般競争入札公告(様式第1号)を参考とし、入札執行担当課等及び仙北市ホームページに掲示する。
  - 3 公告期間は、公告の日から入札参加資格確認申請期限の日までとする。

(設計図書等の閲覧)

- 第5条 公告により指定した期間中(仙北市の休日を定める条例(平成17年9月20日条例第2号。以下「休日」という。)第1条第1項各号に規定する休日を含まない。)指定された場所において、入札参加者等の申請に応じ、対象工事等の仕様書、図面及び金額を記載しない内訳書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧及び貸出を行うものとする。ただし、閲覧及び貸出に適しないものについては、指名審査会の審議を経て決定するものとする。
- 2 閲覧及び貸出を行う設計図書等の部数を3部以上とし、入札参加者等の見積りに支障が生じないように業者数、見積期間等を勘案し、所要の部数を確保するものとする。
  - 3 設計図書等の閲覧又は貸出を受けようとする者から設計図書等閲覧(貸出)申請書(様式第2号)を提出させ、設計図書等の管理等について指示した上で閲覧又は貸出を行うものとし、貸出については、原則として当日限りとする。
  - 4 設計図書等に対する質問は、質疑応答書(様式第3号)により第1項に定める閲覧期間内に入札執行担当課等に提出するものとする。
  - 5 現場説明会は、原則として行わないものとする。

(入札参加資格確認申請等)

- 第6条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、公告に定める期限までに、次に掲げる書類((2)から(6)までの書類については公告において提出を求めた場合に限る。以下「確認申請書等」という。)を提出するものとする。

- (1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書(様式第4号)
- (2) 同種工事の施工実績等(様式第5号)及びその添付書類
- (3) 配置予定技術者の資格・工事経歴等(様式第6号)及びその添付書類
- (4) 配置予定現場代理人届(様式第6号の2)及びその添付書類
- (5) 建設業許可通知書の写し
- (6) 直近の総合評定値通知書の写し

(7) その他契約担当者が特に必要と認める資料

- 2 特定建設工事共同企業体に発注する工事にあつては、第1項の確認申請書等のほか、仙北市共同企業体運用要綱に定める書類を提出させるものとする。
- 3 確認申請書等を既に提出した者が、確認申請書等の提出から落札決定までの間において、入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、開札前にあつては入札辞退届を提出させ、開札後にあつてはその旨を速やかに報告させるものとする。

(追加公募)

第7条 市長は、入札参加申込者が少数で競争性が確保できないものと認められる場合は、再公告により追加公募するものとする。

(入札の執行等)

第8条 入札執行者は入札の際、入札参加者から見積内訳明細書を提出させるものとする。

- 2 予定価格の事前公表を行った場合の入札回数は1回とする。

(落札者の決定方法)

- 第9条 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が最も低い者（低入札価格調査制度の対象工事等にあつては、低入札価格調査を実施後）を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、抽選により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- 2 入札執行者は、落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格についてあらかじめ提出された確認申請書等により確認を行い、指名審査会の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。
  - 3 前項において落札候補者が入札参加資格を有することと決定されたときは、入札執行者は、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。
    - (1) 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
    - (2) 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるとき。
  - 4 第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合であつて次条に定める手続を経て当該決定が確定したとき又は前項各号のいずれかに該当するときは、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は第1項の抽選により決定された者。ただし、当該落札候補者が抽選により決定された者である場合は当該抽選の次順位者とする。）を落札候補者とし、前2項の確認等を行うものとする。
  - 5 落札者が決定するまで、前3項の手続を繰り返すものとする。

(入札参加資格を有しないことと決定された者への通知等)

第10条 前条第2項において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定されたときは、入札執行担当課長等は、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書（様式第7号）を速やかに通知する。

2 前項の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、入札執行担当課長等に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができるものとし、入札執行担当課長等は、前項の通知においてその旨を教示するものとする。

3 前項の期限内に説明請求があったときは、入札執行担当課長等は、速やかに入札参加資格の再確認を行い、前条第2項の指名審査会の審議を経て、請求者に対して請求を受理した日の翌日から起算して3日（休日を含まない。）以内に書面により回答するものとする。

4 前項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有するものとされた場合にあっては、当該回答において第1項の決定を取り消す旨を明らかにするものとする。

5 第2項の期限までに説明請求がなかったとき又は第3項の審議の結果、請求者が入札参加資格を有しないこととされたときは、前条第2項の決定は確定するものとする。

（落札決定後の入札無効）

第11条 落札者が他の工事等の入札において先に落札者となったことにより、確認申請書等に記載した配置予定技術者を対象工事等に配置することができなくなったときは、当該落札者の入札は無効とみなすものとする。

2 前項によるほか、落札決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、当該落札者の入札は無効とみなすものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めのない事項及びこれによりがたい事項については、必要に応じ、そのつど定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。